

## 鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、運転免許証の自主返納をした高齢者に対し、タクシー利用券、いわさきICカード等（以下「交付品」という。）を交付する鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、高齢者が運転免許証を自主返納することを促進し、高齢者の運転による交通事故を減少させることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) タクシー利用券（別記第1号様式） タクシーの利用料金の一部を助成することを目的に鹿屋市（以下「市」という。）が発行する利用券をいう。
- (2) いわさきICカード いわさきコーポレーション株式会社が発行する鹿児島県内の公共交通機関で利用できるICカードをいう。
- (3) かのやばら園無料入園券 かのやばら園に無料で入園することができる入園券をいう。
- (4) ばらの苗木引換券 霧島ヶ丘公園管理事務所においてばらの苗木と引き換えることができる引換券をいう。
- (5) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、同法第92条の2第1項に規定する有効期間内にあるものをいう。
- (6) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により公安委員会に対し、全ての免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。
- (7) 返納カード 道路交通法第104条の4第1項の規定により公安委員会に対し、全ての免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納したときに警察署から発行される運転免許自主返納カードをいう。
- (8) 取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項に規定する申請による運転免許の取消通知書をいう。
- (9) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業を行う事業者のうち、市内に事務所を有するタクシ

一事業者をいう。

(対象者)

第3条 交付品の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民票に記載され、かつ、市内に居住している者
- (2) 運転免許証を自主返納した日において年齢が65歳以上である者

(交付品の種類等)

第4条 交付品の種類、券面額、利用期限等は、別表に定めるとおりとする。

(支援申請)

第5条 交付品の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援申請書（別記第2号様式）に返納カード又は取消通知書を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、運転免許証を自主返納した日から起算して1年以内に行わなければならない。

(交付品の交付)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、交付品を交付することが適当であると認めるときは、交付品を申請者に交付する。

- 2 前項の場合において、市長は、交付品の交付を受けた申請者（以下「受領者」という。）の返納カードの裏面又は取消通知書に「交付品交付済」と記載する。
- 3 市長は、第1項の規定により交付品を交付したときは、鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援交付記録簿（別記第3号様式）に受領者の住所、氏名及び交付年月日を記録するとともに、受領者の返納カード又は取消通知書の写しを保管する。
- 4 市長は、交付品の再交付はしないものとし、受領者が交付品を破損し、又は紛失したときも、また同様とする。

(利用タクシーの指定)

第7条 この事業で利用できるタクシー（以下「利用タクシー」という。）として指定を希望するタクシー事業者は、鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業者指定申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、利用タクシーの事業者として適当と認めるときは、鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援指定事業者

(以下「指定事業者」という。)として指定し、鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業者指定書(別記第5号様式)を指定事業者に交付するものとする。

(タクシー利用券の使用方法)

第8条 受領者がタクシー利用券を使用するときは、タクシー利用券の裏面に使用年月日を記入し、指定事業者の定める運賃額に応じて必要となるタクシー利用券及び運賃額から当該タクシー利用券の券面額を差し引いた現金を指定事業者の運転者に渡すものとする。

2 指定事業者は、タクシー利用券を使用する者が受領者本人であることを確認しなければならない。

(タクシー利用券の換金手続)

第9条 指定事業者は、タクシー利用券の換金を請求しようとするときは、鹿屋市タクシー利用券換金請求書(別記第6号様式)に前月中に受領したタクシー利用券を添えて各月10日までに市長に提出しなければならない。この場合において、タクシー利用券の裏面にタクシー事業者名及び運転者氏名を記入するものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合は、その内容を審査し、これを適正と認めたときは、請求のあった月の末日までに換金の請求があった金額を支払うものとする。

(譲渡等の禁止)

第10条 受領者は、交付品を他人に譲渡し、又は使用させてはならない。

(交付品の交付取消し等)

第11条 市長は、受領者が虚偽その他不正な手段により交付品の交付を受けたと認めた場合は、その交付を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該取消しに係る受領者に対して交付品の返還を命ずることができる。

2 市長は、指定事業者が、偽りその他不正な手段によりタクシー利用券の換金の支払を受けたと認めたときは、その支払を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱(平成27年鹿屋市告示第199号)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第4条関係）

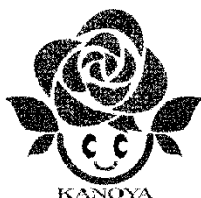
交付品の種類	券面額、内容等	利用期限
タクシー利用券	9,000円分(500円分×18枚)	交付の日が属する年度の翌年度の3月31日まで
いわさきICカード	1枚9,500円分(預かり保証料含む。)	—
かのやばら園無料入園券	10枚	交付の日から1年間
ばらの苗木引換券	引換券1枚	交付の日から1年間

注 タクシー利用券又はいわさきICカードは、そのいずれかを交付するものとする。

別記

第1号様式（第2条関係）

（表）



鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業

タクシー利用券 NO.

500円

住所

氏名

使用期限： 年 月 日まで

鹿屋市長



（裏）

使 用 年 月 日	年 月 日
タ ク シ ー 事 業 者 名	
運 転 者 氏 名	

- 注 1 タクシー運賃の支払時に、この券を運転者に渡してください。
- 2 市長印のないもの、複写偽造防止処理用紙以外を使用しているものは無効です。
- 3 指定されたタクシー会社のみで使用できます。
- 4 運転者は、運転免許証自主返納カード等で利用者の本人確認をしてください。

第2号様式（第5条関係）

鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号（ ） ー

鹿児島県公安委員会に運転免許証を自主返納したので、鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第5条第1項の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付を申請するもの（希望する交付品に☑を入れてください。）

タクシー利用券 又は  いわさきICカード

かのやばら園無料入園券

ばらの苗木引換券

2 運転免許証返納日

年 月 日

3 添付書類

警察署長が発行した運転免許自主返納カードの写し又は申請による運転免許の取消通知書

交付決定日	決裁責任者	回 議	担 当
年 月 日			

第3号様式（第6条関係）

鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援交付記録簿

決裁 責任者	担当者	No	月 日	申 請 者		タクシー	I Cカード			入園券			苗券			備考
				氏 名	住 所		受	払	残	受	払	残	受	払	残	
																年 月 日返納
						番号	番号		番号							
																年 月 日返納
						番号	番号		番号							
																年 月 日返納
						番号	番号		番号							
																年 月 日返納
						番号	番号		番号							
																年 月 日返納
						番号	番号		番号							
																年 月 日返納
						番号	番号		番号							



第4号様式（第7条関係）

鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業者指定申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

住所又は所在地

名称及び代表者名

鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業者の指定を受けたいので、鹿屋市高齢者運転免許証返納支援事業実施要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

添付資料

一般旅客自動車運送事業許可証の写し

第5号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業者指定書

鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第7条第2項の規定により鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業者に指定する。

第6号様式（第9条関係）

鹿屋市タクシー利用券換金請求書

金額	百	拾	万	千	百	拾	円
						0	0

ただし、対象月            年    月分  
 利用券                    枚（基本料金500円）として

鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第9条第1項の規定により  
 タクシー利用券を添えて請求します。

年    月    日

指定事業者

住所又は所在地

名称及び代表者氏名

印

鹿屋市長                    様

振込先口座

金融機関名	銀行・信金・信組・農協・漁協・労金
支店名	本店・支店・支所・出張所
口座区分	1 普通    2 当座    3 その他（    ）
口座番号	
口座名義人	